

○宜野湾市公募型指名競争入札における建設工事共同企業体取扱(試行)要
領

令和2年10月20日

告示第145号

改正 令和3年1月26日告示第7号

令和5年3月10日告示第34号

(趣旨)

第1条 この要領は、公募型指名競争入札(本市が発注する建設工事の契約の相手方を決定するに当たり、受注する能力及び入札参加意欲のある者の受注機会の拡大を図るため、あらかじめ入札参加を希望する者を募り、それらの者の中から入札参加者を指名する入札方式をいう。)で発注する建設工事(以下「工事」という。)に係る建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)の基本的要件並びに競争入札の参加資格及び指名に関し、必要な事項を定めるものとする。

(共同企業体の結成)

第2条 規模又は技術的面等から共同請負により施工することが適当であるとされる工事については、その都度、共同企業体を結成させるものとし、各構成員は対等の立場で、一体となって施工するものとする。

2 前項の規定による共同企業体に発注する対象工事及び設計金額の基準は、次のとおりとする。

種別対象工事	設計金額
土木一式工事	おおむね2億円以上
建築一式工事	おおむね2億円以上
管工事	おおむね8千万円以上
電気工事	おおむね5千万円以上

(共同企業体の基本的要件)

第3条 共同企業体を構成する建設業者(以下「構成員」という。)は、次に掲げる要件を満たす者とする。

(1) 宜野湾市が発注する建設工事の契約に係る競争入札の参加資格を有する

者

- (2) 当該工事に対応する業種の許可を有する者
 - (3) 工事規模にかかわらず、当該工事を構成する一部の工種を含む工事について、元請として実績がある者
 - (4) すべての構成員が、当該工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置ができる者
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、構成員の選定に必要と認めるもの
- 2 構成員は、同一工事において2以上の共同企業体の構成員となることができない。
- 3 構成員の数は、2業者又は3業者とし、等級格付がなされている業種にあつては、最上位等級に属する者のみ又は最上位等級と第2位等級に属する者の組合せとする。ただし、第2位等級に属する者で構成することが困難な場合は、第3位等級に属する者により構成することができる。
- 4 共同企業体の代表者は、構成員のうち最大の施工能力を有する者でなければならないものとする。

(出資比率要件等)

第4条 代表者の出資比率は、構成員のうち最大の出資比率でなければならない。ただし、構成員のうち、最小の出資者の出資比率は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 2業者の場合 最小出資比率30パーセント以上
- (2) 3業者の場合 最小出資比率20パーセント以上

(入札参加資格要件の審査等)

第5条 事業担当課長は、公募型指名競争入札の方法により共同企業体に工事を発注しようとするときは、公募型指名競争入札参加資格要件審査依頼書により、宜野湾市指名競争入札参加者の指名等に関する規程(昭和60年宜野湾市訓令第9号)第3条に定める第1審査委員会において、入札参加資格要件の審査に付さなければならない。

- 2 第1審査委員会は、前項の規定により審査した結果を、公募型指名競争入札参加資格要件審査結果通知書により事業担当課長に通知するものとする。

(公告及び周知)

第6条 事業担当課は、共同企業体結成に係る工事概要及び必要な資格について、
宜野湾市公募型指名競争入札実施(試行)要領(令和2年宜野湾市告示第144号)
第4条の規定に基づき公告及び周知するものとする。

(共同企業体結成届出書、共同企業体協定書等の提出)

第7条 入札参加を希望する共同企業体は、共同企業体結成届出書、共同企業体
協定書、その他必要と認める書類を指定された期限までに提出しなければならない。

(選定及び結果通知)

第8条 事業担当課は、前条の規定による提出があったときは、参加資格等を審
査し、選定結果を当該共同企業体の代表者に通知するものとする。

(指名通知)

第9条 市長は、前条の審査において適格と認める共同企業体の代表者には、入
札の執行について通知するものとする。ただし、適格と認める共同企業体が1
者の場合はこの限りでない。

(入札参加業者に事故があった場合の取扱い)

第10条 前条の規定に基づき入札参加が決定された業者に指名停止、倒産事故が
あった場合は、当該構成員の属する共同企業体は入札に参加する資格を失う。
なお、入札前についても同様に取り扱うものとする。

(共同企業体の存続期間)

第11条 当該工事に係る契約の相手方となった共同企業体の存続期間は、当該工
事の完了後6箇月を経過した日までの間とする。

2 当該工事につき、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内
容に適合しないものがあったときは、前項の期間の満了後においても、各構成
員は、連帯してその責を負うものとする。

3 当該工事につき結成された共同企業体のうち契約の相手方とならなかったも
のは、当該工事に係る請負契約が締結された日をもって解散するものとする。

(その他)

第12条 この要領に定めのない事項については、別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年1月26日告示第7号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年3月10日告示第34号)

(施行期日)

1 この告示は、令和5年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の宜野湾市公募型指名競争入札における建設工事共同企業体取扱(試行)要領の規定は、この告示の施行の日以後に公告したものについて適用し、同日前に公告したものについては、なお従前の例による。